

地方独立行政法人りんくう総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、法第7条の規定により設立する地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める市の内部組織は、市立泉佐野病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成22年条例第33号）による廃止前の市立泉佐野病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）第1条第2項に規定する市立泉佐野病院とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。